navigation

杵築市臨時職員採用希望登録者を募集します

問総務課 人事給与係　☎0978-62-1801
教育総務課　☎0977-75-2410

杵築市役所では、臨時職員として働ける方を募集しています。希望される方は、下記の必要書類を提出して登録をしてください。
※登録後は、業務の必要に応じて臨時職員として採用されますが、登録された方がすべて採用されるとは限りません。

登録可能な人

●地方公務員法第16条（欠格事項）に該当しない人
●登録を希望する職種に必要な資格免許等を持っている人

登録方法

【必要書類】
履歴書（市販可）を受付担当課へ持参または郵送により提出（資格・免許等が必要な職種は、証明するものの写しを添付してください）
※履歴書の本人希望記入欄等に臨時職員希望の旨と希望職種を朱書きにて明記してください。
※履歴書記載の個人情報は、臨時職員採用の目的以外には一切利用いたしません。

【受付期間】
随時受付　8時30分～17時（土・日・祝日を除く）

【受付担当課】
●総務課〔本庁舎 2階〕‥☎0978-62-1801（直通）
〒873-0001　杵築市大字杵築377番地1
●教育総務課〔山香庁舎 2階〕‥☎0977-75-2410（直通）
〒879-1307　杵築市山香町大字野原1010番地2

【登録有効期間】　受付日から1年間

募集職種（※複数の職種に登録可）

●**総務課受付分**‥‥一般事務職、看護師、保健師、介護認定調査員、介護支援専門員、保育士
●**教育総務課受付分**‥‥一般事務職、給食調理員、幼稚園教諭、特別支援教育支援員

勤務条件等

【勤務日／勤務時間】　月曜日から金曜日／8時30分～17時
【任用期間】　6か月以内（1回更新あり）
【賃金等】
日額6,000円～（職種毎に異なります。また、改定される場合があります。）、その他手当有、年休有
【法定福利】　健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入
※勤務条件等は、職種や勤務態様により異なります。
※詳しくは、受付担当課までお問い合わせください。

市長室から Vol.31

杵築市長　永松 悟

睡眠は大切！

歳を重ねると、昔のことは鮮明に覚えているのに最近のことが怪しくなります。
脳は、まず「海馬」という部分に一時記憶させ、眠っている間にその記憶を大脳皮質に送り込み「長期保存」しますが、歳とともにこの「短期記憶装置」の海馬の働きが弱まるので覚えが悪くなるのです。心当たりのある方は睡眠を十分とり、海馬の負担を軽くしてやりましょう。一緒に運動をすると、なお効果的だそうです。
一方、若者にとっても睡眠時間は大切です。最近、東大などが行なった中高生の心の健康調査では、睡眠時間8時間半が最も良く、逆に5時間半未満だと「うつ」の症状が表れやすくなるという研究結果が出ています。

ネットは怪物？

今、若者の大切な睡眠時間を削っているのがネットです。全国の中高校生の52万人がネットのゲームなどを自分では止められない「ネット依存」と推計される、という厚労省の調査報告があります。
専門医は「重症のアルコール依存症と薬物依存症に引けをとらないほど、依存状況はひどい。睡眠がとれないと睡眠時に出る成長ホルモンの出方が悪くなるので、心や体の成長に悪影響を与える」と警鐘を鳴らします。
今やネットは必要不可欠な道具です。しかし、使い方によっては怪物にもなります。道具から使われる奴隷状態に陥らず、使いこなせるように、幼児期から保護者を巻き込んだネット教育と健康教育を併行して進めてまいります。

navigation

土地･家屋に異動があったときは届け出を

問税務課 固定資産税係　☎0978-62-1805(内線 124･125･126)

固定資産税は、毎年1月1日時点で土地、家屋、償却資産を所有されている方に課税されます。
土地または家屋を所有されている方で、家屋の新築、改築、用途変更（住宅を店舗に変更した場合等）、取り壊しをされた方、土地の利用状況の変更をされた方は、届け出が必要です。早めに連絡をお願いします。家屋で取り壊しの確認が出来ない場合は、その家屋に対する固定資産税が引き続き課税されることがあります。なお、法務局で登記を変更された方は、届出は不要です。

●家屋の取り壊し

家屋を取り壊した場合、法務局にて建物滅失登記をすることが義務づけられていますが、何らかの事情により滅失登記が出来ないときや未登記家屋の取り壊しがあれば「家屋取毀（とりこわし）届出書」を税務課固定資産税係に提出してください。

navigation

入札参加資格審査申請（物品・委託）を受け付けます

問財政課 契約係　☎0978-62-1803（内線 228）

平成29・30年度に杵築市が発注する物品購入・委託業務等の入札参加を希望する事業者は、申請書を提出してください。
申請書および添付書類の詳しい情報については、市公式ウェブサイトをご覧いただくか、財政課契約係へお問い合わせください。

【受付期間】
平成29年1月4日（水）～31日（火）〔最終日の消印有効〕
※閉庁日を除く
【提出方法】　持参または郵送
【提出場所】　〔本庁舎 2階〕　財政課 契約係
【有効期間】　平成29年4月1日～平成31年3月31日
※建設工事は2月、測量・設計コンサルタント業務は3月の受付を予定しています。

navigation

杵築市男女共同参画審議会委員を募集します

問人権・同和対策課　☎0978-62-4799

【業務内容】
「第2次杵築市男女共同参画プラン」の審議および「杵築市男女共同参画プラン」の達成状況の審議
【応募資格】
平成28年4月1日現在、杵築市の住民基本台帳に引き続き1年以上登録されている20歳以上の方で、次のいずれにも該当する方
①平日の8時30分～17時までに開催される会議に出席できる
②杵築市の設置する他の審議会等の委員に就任していない
【応募方法】
所定の応募用紙と「男女共同参画に関する意見」をテーマにした800字以内の作文を直接または郵送で人権・同和対策課に提出してください。
※応募用紙は、人権・同和対策課、山香振興課、大田振興課窓口または市公式ウェブサイトから入手できます。
【応募締切】　平成29年1月10日（火）〔必着〕
【応募先】
〒873-0002　杵築市大字南杵築338番地1
杵築市隣保館　人権・同和対策課 男女共同参画係 宛

杵築市自治基本条例

自治基本条例運用推進委員が決まりました

末光 日出男 さん　佐藤 紳一 さん　藤田 千鶴 さん
綿末 しのぶ さん　野上 美喜子 さん　太田 睦子 さん
泥谷 修 さん　古宮 信二 さん

委嘱状交付式の様子（11月1日）

杵築市自治基本条例が杵築市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討します。
【任期】　平成28年11月1日～平成30年10月31日